

2018. 4. 23

日本輸出縫製品工業協同組合連合会（輸縫連）の技能実習事業について

① 事業実施状況

(1) 概要

- 輸縫連は、1990年の法改正により、中小企業団体等を受け皿とする研修生受入が可能となったことから、他団体に先駆けて本事業の実施に踏み切り、1992年2月に兵庫地区の5社が25名の中国人研修生を初めて受入れ、以来、多くの中国人研修生・技能実習生を受入れ、2012年6月には鳥取地区がベトナム人技能実習生13名を受入れ、2014年9月には愛媛地区がカンボジア人技能実習生15名を受入れました。
- 輸縫連では研修生・技能実習生として、2018年3月末現在、延1万人以上を受入れ、傘下の組合員全体での来日中の人数は、746名、10支部、82社となっております。

(2) 傘下支部の状況

- 輸縫連は、傘下に11支部（東京、石川、福井、大阪、岡山、広島、香川、愛媛、徳島、鳥取、九州）を有し、東京、石川を除く、9支部が監理団体となっております。
- なお、新法に伴い外国人技能実習機構から一般監理団体として許可を得た支部は、大阪、広島、岡山、愛媛、香川、徳島の6支部で、特定監理団体としては、福井の1支部です。
- 鳥取及び九州は、新法による機構への監理団体の許可申請は行わず、技能実習生受入れ企業は大阪地区へ加入の上、引続き受入れを行う事となっております。

(3) 傘下支部の他の監理団体からの受入れ状況(2018年3月末)

- 東京支部は、山形アパレル工業協同組合から、1社13名(中国) 受入れ。
- 大阪支部の一部組合員は、茨木商工会議所からも、12社70名(ベトナム) 受入れ。
- 広島支部の一部組合員は、エーネット協同組合からも、2社26名(カンボジア)受入れ。

(4) 不正行為の発生状況(過去5年間)

- 労働基準監督署の処分 是正勧告5件、書類送検6件（うち1件不起訴）、罰金刑5件
- 入国管理局の処分 改善指導4件、5年間の受入停止8件

(5) 失踪の発生状況(過去5年間)

- 36名失踪
- 内訳 中国3名、ベトナム11名、カンボジア22名

② 具体的な問題事例の紹介

- 法定以上の違法な時間外労働を行っていた。10件
- 時間外労働に対する賃金を時給400円から600円に設定していた。6件
- 1枚当たり幾らという請負で内職賃を支払っていた。2件

③ 他の参考となる好事例の紹介

- 当組合では、送出機関との契約に際しては、各地区の代表者による視察団を当該国に派遣し、複数の送出機関、その教育施設及び派遣工場等を視察の上、過去の派遣状況、失踪、トラブル対応状況、管理費等について協議を行い、技能実習事業に参加する地区組合の理事長及び技能実習担当理事をメンバーとする技能実習生受入事業幹事会において、提携する送出機関を決定し、その結果に基づき各地区が送出機関と契約をしている。
- 技能実習生受入事業幹事会及び事務局会議を定期的で開催し、実習事業の円滑な推進を図るため、有識者による講演会の実施、各種施策の検討、各地区の実習事業に係る情報交流を行っている。

④ 技能実習の適正な実施に係る課題

- 不正行為の多くは、長時間の時間外労働と安価な残業代ですが、企業側の言い分は総じて、実習生は多額の費用を使って入国し、配属当初で技術的にも未熟な時から残業をしたいと訴え、残業が少ないと機嫌が悪くなり、失踪する者や選抜で候補者が集まらないことあるので、実習生に気持ちよく仕事をしてもらうため、経営的に厳しく、残業を前提とした受注をしていない中で、割増し賃金を出せない事を実習生も納得して残業をしていた。実習生も沢山稼ぎたいから安くても残業したいと回答。
- 法令を遵守している会社でも、実習生の要望に応えるため、繁忙時で無い時でも、一定量の残業をさせているケースもあります。
- 上述のように、実習生が残業を求め、企業も安い残業代でも実習生が仕事をしてくれるという前提で、安い工賃でも受注するという悪循環になっているケースもあり、このような状況を断ち切らなければ、不正行為は無くなりません。当組合において、従前から事ある毎に、不正行為撲滅に向けて、傘下の各地区とともに組合員に周知をしてきましたが、改めて技能実習生受入企業に対する法令遵守に向けた取組みを強化しなければならないと思っております。

⑤ 技能実習の適正な実施に向けた今後の業界全体としての取組の提案

- 10年前に比べ工賃が上がらず、逆に下がっているケースもあり、アパ工連の標準単価システムの稼働が契機となり、縫製業界において適正な工賃での受注が広まり、技能実習生の手取り額が増えることが、結果として技能実習生に対する低単価の長時間労働を抑制する効果はあると思いますが、現状は、他業種に比べて残業をしない場合の手取り額に相当な格差があり、残業が少なくても満足してもらえる技能実習生を確保するため、当面の策として、賃金格差の大きい地域からの技能実習生受入れを進めるしか方法は無く、ミャンマー、スリランカ等からの受入れを検討中です。
なお、当組合傘下の企業に従事する縫製工の賃金は、ベテラン社員であっても、給料は最低賃金ベースであり、決して実習生だけが安い賃金で働いているわけではありません。

⑥ その他、技能実習事業に関して特徴的なことの紹介

- 輪縫連では、1992年の研修生を受入当初から、本部において傘下支部の技能実習生受入事業を支援するため、通訳、翻訳、在留申請関係書類作成等の技能実習生受入に係る人員を配置するとともに、輪縫連が独自に開発した技能実習生受入システムにより申請書類の作成と技能実習生の管理を行っております。
併せて、24時間体制による技能実習生からの相談窓口(中国語及びベトナム語は常駐、カンボジア語は嘱託)を開設し、各支部及び送出機関と連携して、技能実習事業に係る問題の早期解決を図っております。